

# 第 1 編 総 則



## <目次>

第1章 計画の前提 .....	1
第1節 計画の趣旨 .....	1
第1 計画の目的 .....	1
第2 計画の性格と役割 .....	1
第3 計画の構成 .....	2
第4 計画の修正 .....	3
第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務 .....	4
第1 防災機関の事務又は業務の大綱 .....	4
第2 市民等の責務 .....	10
第2章 災害に関する現状と課題 .....	12
第1節 自然的条件 .....	12
第1 地形 .....	12
第2 地質 .....	13
第3 気象 .....	13
第2節 社会的条件 .....	16
第1 人口・世帯 .....	16
第2 土地利用 .....	17
第3 交通 .....	17
第4 産業 .....	19
第3節 風水害等の危険性と被害の特徴 .....	20
第1 風水害発生状況 .....	20
第2 風水害等の危険性 .....	23
第3 災害想定 .....	24



# 第1章 計画の前提

## 第1節 計画の趣旨

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、加東市防災会議が策定する地域防災計画であって、加東市域に係る災害対策全般に関し、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- (1) 加東市（以下「市」という。）、兵庫県（以下「県」という。）、加東市域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害予防に関する計画
- (3) 災害情報の収集・伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生等災害応急対策に関する計画
- (4) 公共土木施設災害復旧事業の実施等災害復旧に関する計画
- (5) 復興本部の設置等災害復興に関する計画

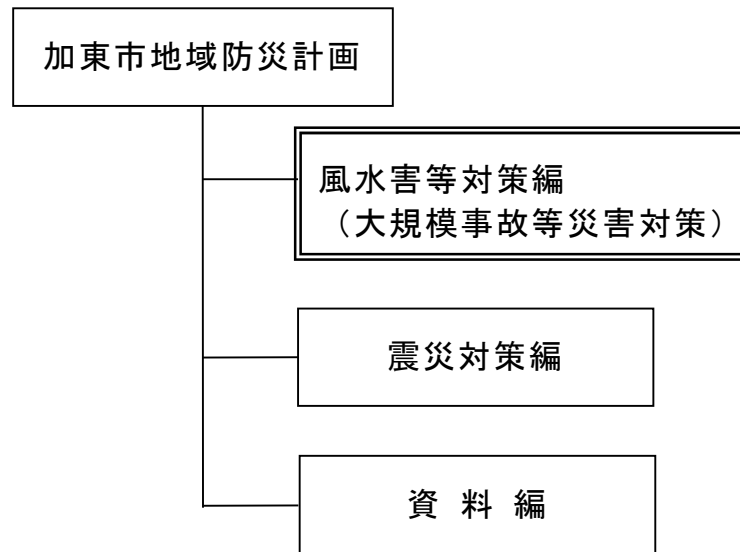
### 第2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、風水害等（風水害、大規模事故等）に関して、市、県、その他の防災関係機関さらには関係団体や市民の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示すこととする。
- (2) この計画は、次のような役割を担う。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び風水害等対策の立案、実施に当たっての指針となること。</li><li>② 関係団体や市民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。</li></ol> |
|--|

### 第3 計画の構成

(1) 加東市地域防災計画は、風水害等対策編、震災対策編及び資料編で構成する。



(2) 本編の構成は、次のとおりとする。

#### 第1編 総則

[第1章] 計画の前提

[第2章] 災害に関する現状と課題

#### 第2編 災害予防計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 災害応急対策に係る備えの充実

[第3章] 市民参加による地域防災力・減災力の向上

[第4章] 堅牢でしなやかな防災基盤の整備

[第5章] その他の災害予防対策の推進

#### 第3編 災害応急対策計画

[第1章] 基本方針

[第2章] 迅速な災害応急活動体制の確立

[第3章] 円滑な災害応急活動の展開

[第4章] 大規模事故等災害応急対策計画

[第5章] 個別対策

#### 第4編 災害復旧計画

[第1章] 災害復旧事業の実施

[第2章] 生活再建支援

[第3章] 災害公営住宅の建設

[第4章] 災害義援金の募集等

#### 第5編 災害復興計画

[第1章] 組織の設置

## [第2章] 復興計画の策定

### 第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは防災会議を経て修正する。

また、防災会議の会長（市長）は、県知事との協議をふまえて本計画を修正し、修正後はその要旨を公表する。

## 第2節 防災機関の事務又は業務の大綱、市民等の責務

### 第1 防災機関の事務又は業務の大綱

市の区域に係る防災に関係し、市及び市域を管轄又は所在する関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

#### 1 市

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
市	1 防災会議の開催等 2 地域防災基盤の整備 3 防災に関する組織の整備 4 防災に関する施設及び設備の整備・点検 5 災害応急・復旧用資機材及び物資の備蓄・整備 6 災害時における医療及び緊急輸送体制の整備 7 自主防災組織の育成 8 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 9 防災に関する調査研究 10 消防・予防活動 11 消防力の強化	1 災害応急対策の総合的推進 2 災害応急対応に係る組織の設置・運営 3 災害に関する情報の収集・伝達及び被害の調査 4 市民等への避難の指示及び誘導 5 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 6 消防・水防その他の応急措置 7 被災者の救助及び救護その他の保護 8 廃棄物・環境対策の実施 9 緊急時の交通及び輸送の確保 10 所管施設の災害応急対策の実施 11 被災した施設・設備の応急復旧 12 災害時における清掃・感染症対策その他の保健衛生に関する措置 13 災害時における応急教育及び応急保育 14 防災関係機関が実施する災害応急対策の調整 15 ボランティア等災害対策要員受入体制の整備 16 その他災害発生防衛又は拡大防止のための措置	1 災害復旧の事務又は業務の実施 2 施設及び設備の災害復旧 3 被災者の生活支援	1 災害復興対策に係る組織の設置運営 2 災害復興計画の策定及び復興事業の推進

## 2 県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
知事部局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、市、防災関係機関の災害予防に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>2 市等の災害予防に関する事務又は業務の支援</li> <li>3 県土の保全、都市の防災構造の強化など地域防災基盤の整備</li> <li>4 防災に関する組織体制の整備</li> <li>5 防災施設・設備等の整備</li> <li>6 医療、備蓄、輸送等の防災体制の整備</li> <li>7 防災に関する学習の実施</li> <li>8 防災訓練の実施</li> <li>9 防災に関する調査研究の実施</li> <li>10 県所管施設の整備と防災管理</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、市、防災関係機関の災害応急対策に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>2 市等の災害応急対策に関する事務又は業務の支援</li> <li>3 災害応急対策に係る組織の設置運営</li> <li>4 災害情報の収集・伝達</li> <li>5 災害情報の提供と相談活動の実施</li> <li>6 水防活動の指導</li> <li>7 被災者の救援・救護活動等の実施</li> <li>8 廃棄物・環境対策の実施</li> <li>9 交通・輸送対策の実施</li> <li>10 県所管施設の応急対策の実施</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、市、防災関係機関の災害復旧に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>2 市等の災害復旧に関する事務又は業務の支援</li> <li>3 県所管施設の復旧</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、市、防災関係機関の災害復興に関する事務又は業務の総合調整</li> <li>2 市等の災害復興に関する事務又は業務の支援</li> <li>3 災害復興対策に係る組織の設置運営</li> <li>4 災害復興計画の策定及び都市・都市基盤、住宅、保健・医療、福祉、環境、生活、教育・文化、産業・雇用等、復興事業の実施</li> </ol>
教育委員会	教育委員会に属する施設の整備と防災管理	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育施設（所管）の応急対策の実施</li> <li>2 被災児童生徒の応急教育対策の実施</li> </ol>	被災教育施設（所管）の復旧	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育充実のための対策の実施</li> <li>2 体験を通じての生きる力を育む教育の推進</li> <li>3 児童生徒のこころのケアの実施</li> </ol>
県警察 （加東警察署）		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集</li> <li>2 救出救助、避難誘導等</li> <li>3 交通規制の実施、緊急交通路の確保等</li> </ol>	治安維持対策の推進	仮設住宅等における民心の安定

## 3 指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿管区警察局		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 管内各府県警察の指導・調整</li> <li>2 他管区警察局との連携</li> <li>3 関係機関との協力</li> <li>4 情報の収集及び連絡</li> <li>5 警察通信の運用</li> </ol>		
近畿総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常時の重要通信確保体制の整備</li> <li>2 非常通信協議会の指導育成</li> <li>3 情報伝達手段の多様化・多重化の促進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時における通信手段の確保</li> <li>2 災害対策用移動通信機器等の貸出し</li> </ol>		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿財務局神戸財務事務所		1 仮設住宅設置可能地の提示 2 金融機関に対する緊急措置の指示	1 災害復旧事業費査定 の立会 2 地方公共団体に対する 単独災害復旧事業（起債分） の査定及び災害融資	復興住宅建設等候補 地の提示
近畿厚生局		救援等に係る情報の収集 及び提供		
兵庫労働局（西脇労働基準監督署）	工場、事業場における 労働災害防止の監督指導	1 労働災害発生情報の 収集 2 労働災害の二次災害 防止 3 労働災害・通勤災害被 災者への迅速な労災 補償	災害復旧工事等にお ける労働災害防止	災害復興工事等にお ける労働災害防止
近畿農政局（兵庫 県拠点）	1 農地・農業用施設 等の災害防止事業 の指導及び助成 2 農作物等の防災管 理指導 3 地すべり区域（直 轄）の整備	1 土地改良機械の緊急 貸付け 2 農業関係被害情報の 収集報告 3 農作物等の病虫害防 除の指導 4 食料品、飼料、種もみ 等の安定供給対策	1 各種現地調査団の 派遣 2 農地・農業用施設 等の災害復旧事業 の指導及び助成 3 被害農林漁業者等 に対する災害融資 の指導及び助成	
（農林水 産省）		災害救助用米穀の供給 （売却）		
近畿中国 森林管理 局	1 国有林における治 山施設、落石防止 施設等の整備 2 国有林における災 害予防及び治山施 設による災害予防 3 林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の 供給	国有林における荒廃 地の復旧	
近畿経済 産業局		1 災害対策用物資の供 給に関する情報の収 集及び伝達 2 災害時における所管 事業に関する情報の 収集及び伝達 3 電力・ガスの供給の確 保	1 生活必需品、復旧 資機材等の供給に 関する情報の収集 及び伝達 2 被災中小企業の事 業再開に関する相 談・支援 3 電力、ガス、工業 用水道の復旧支援	1 被災地の復興支援 2 電力・ガス施設等 の本格復興 3 被災中小企業の復 興その他経済復興 の支援
中部近畿 産業保安 監督部近 畿支部	1 電気、火薬類、都 市ガス、高圧ガス、 液化石油ガス施設 等の保安確保対策 の推進 2 鉱山における危害 の防止、施設の保 全及び鉱害の防止 の推進	1 電気、火薬類、都市ガ ス、高圧ガス、液化石 油ガス施設等の応急 対策の指導 2 鉱山施設等の応急対 策の指導		

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方整備局 (兵庫国道事務所) (姫路河川国道事務所)	1 被災公共土木施設(直轄)の整備と防災管理 2 応急機材の整備及び備蓄 3 指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1 被災公共土木施設(直轄)の応急点検体制の整備 2 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3 直轄公共土木施設の二次災害の防止 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	被災公共土木施設(直轄)の復旧	
近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送にかかる緊急輸送命令に関する情報収集	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
神戸運輸監理部		1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 特に必要があると認められる場合の輸送命令	1 被災交通施設等に対する本格的な機能復旧の指導 2 交通機関利用者への情報提供 3 復興計画策定に対する協力	1 復興計画策定に対する支援 2 被災関係事業者等に対する支援
(兵庫陸運部)	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	1 所管事業に関する情報の収集及び伝達 2 交通機関利用者への情報の提供 3 旅客輸送確保に係る代替輸送、迂回輸送等実施のための調整 4 貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 5 道路運送に係る緊急輸送命令に関する情報収集		
近畿地方測量部	地理空間情報及び防災関連情報の提供及び活用支援	防災関連情報の把握及び提供	復旧測量等の実施及び支援	
大阪管区気象台 (神戸地方気象台)		気象・地象・水象に関する観測、予報、警報等(地象のうち地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び情報の発表並びに伝達	被災地域における災害復旧を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供	被災地域における災害復興を支援するため、観測データや気象、地象等総合的な情報の適時・適切な提供

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
近畿地方環境事務所	1 地盤沈下防災対策 2 廃棄物処理に係る防災体制の整備 3 飼育動物の保護等に係る普及啓発に関する支援	1 所管施設等の避難場所等としての利用 2 緊急環境モニタリングの実施 3 地盤沈下地域状況の把握 4 災害廃棄物等の処理対策 5 危険動物等が逸走した場合及び家庭動物等の保護等に関する地方公共団体への情報提供、連絡調整等の支援	1 環境監視体制に関する支援措置 2 災害廃棄物等の処理	環境配慮の確保
近畿管区行政評価局兵庫行政評価事務所		1 被災者の生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口 3 特別行政相談所の開設	被災者への生活支援情報の提供	

#### 4 自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
陸上自衛隊 青野原駐屯地(第8高射特科群)		人命救助又は財産保護のための応急対策の実施		

#### 5 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
日本郵便株式会社 (市内各郵便局)		1 災害時における郵政事業運営の確保 2 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策	被災郵政事業施設の復旧	
日本銀行 (神戸支店)		金融特例措置の発動	金融機関に対する緊急措置の指導	
日本赤十字社 (兵庫県支部、加東市地区赤十字奉仕団)		1 災害時における医療救護 2 こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3 救援物資の配分		
日本放送協会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
西日本高速道路株式会社 (関西支社)	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	被災有料道路(所管)の復旧	
西日本旅客鉄道株式会社 (兵庫支社)	鉄道施設の整備と防災管理	1 災害時における緊急鉄道輸送 2 鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
NTT 西日本株式会社（兵庫支店） 株式会社 NTT ドコモ関西支社、NTT ドコモビジネス株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
KDDI 株式会社（関西総支社）	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
ソフトバンク株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
楽天モバイル株式会社	電気通信設備の整備と防災管理	1 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 2 災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の災害復旧	
日本通運株式会社（各支店）		災害時における緊急陸上輸送		
佐川急便株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
ヤマト運輸株式会社（各支店）		災害時における物資輸送		
赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合		災害時における物資輸送		
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧	
大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧	

## 6 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	災害復興
道路輸送機関（神姫バス株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、一般社団法人兵庫県トラック協会）	1 道路状況の把握 2 災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送		
放送機関（株式会社ラジオ関西、株式会社サンテレビジョン、兵庫エフエム放送株式会社）	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策の実施	被災放送施設の復旧	
一般社団法人兵庫県医師会		災害時における医療救護	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援	外傷後ストレス障害等の被災者への精神的身体的支援
一般社団法人兵庫県LPガス協会	LPガス供給設備の防災管理	1 LPガス供給設備の応急対策の実施 2 災害時におけるLPガスの供給	被災LPガス供給設備の復旧	

## 7 一部事務組合

団体・管理者名	業務の大綱
北はりま消防組合 加東消防署 加東消防署東条出張所	1 市の災害予防・応急・復旧・復興対策に関する事務又は業務の支援 2 消火、救出、救助・救護活動 3 災害の予防対策
小野加東加西環境施設事務組合	ごみ・災害廃棄物の処理
北播衛生事務組合	し尿処理

## 第2 市民等の責務

### 1 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等は、主として次に掲げる責務を果たす。

団体・管理者名	責務
加東市消防団	1 防災意識の普及 2 警報等の収集・伝達、消防・救助・水防活動、避難誘導、警備等
社会福祉法人加東市社会福祉協議会	1 社会福祉施設の被害調査 2 ボランティアセンターの開設・運営 3 生活福祉資金貸し付けの受け付け 4 要配慮者の救助・救援の協力
一般社団法人小野市・加東市医師会	1 医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の医療救護、検案、防疫、外傷後ストレス障害対策の協力
小野加東歯科医師会 (市内の登録歯科医院)	1 歯科医師、医療機関との連絡調整 2 災害時の歯科医療救護、検案等の協力
小野市加東市薬剤師会 (市内の登録薬局)	1 薬剤師との連絡調整 2 災害時の医薬品の供給の協力
一般社団法人東播開業獣医師会 (市内の加入動物病院)	1 獣医師との連絡調整 2 避難者のペット対策の協力
みのり農業協同組合	被災組合員の応急、復旧対策支援
金融機関	1 被災事業者の再建支援 2 義援金口座の開設
医療施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の傷病者の救護・看護の協力
社会福祉施設の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 要配慮者の救援協力
危険物施設等の管理者	1 防災設備の整備・点検、防災訓練 2 災害時の危険物・施設の安全措置

### 2 市民・事業所

広域的な災害や大規模災害等が発生した場合、防災関係機関は総力を結集して応急災害対策にあたるが、その対応にはおのずと限界があるため、市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加する等防災に寄与するように努める。

区分	責務
市民	1 防災・減災についての家族会議の開催 2 減災行動の追求、知識習得 3 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検

区 分	責 務
	4 自宅建物・設備の減災措置、避難行動の検討 5 飲料水・食料・生活用品等の3日分以上の備蓄と点検 6 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 7 正確な災害時の情報等の収集、家族・近所への伝達 8 家族・近所の要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別
地区（自治会） 自主防災組織	1 防災資材等の整備、防災訓練、災害活動マニュアルの整備・見直し 2 自主防災活動 3 正確な災害時の情報等の収集・伝達、被災者の救助・救援対策の協力 4 避難所の開設・運営の補助
事 業 所	1 減災計画、事業継続計画（BCP）の作成・更新 2 地域の災害危険性、危険箇所の把握・点検 3 所管施設・設備の減災措置、避難対策の検討 4 従業員等の飲料水・食料・生活用品等の備蓄と点検 5 自衛消防活動・訓練 6 警報等の収集、従業員・所管施設利用者等への伝達、避難誘導 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 要配慮者等の避難支援 9 災害廃棄物の分別

## 第2章 災害に関する現状と課題

### 第1節 自然的条件

#### 第1 地形

加東市は、県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しており、東西約16.9km、南北約14.6km、総面積は157.55km<sup>2</sup>を有する。市域には、加古川及び加古川の支流である東条川、出水川、千鳥川、吉馬川、油谷川などが流れ、また、多くのため池が点在している。

地勢は、北部から北東部にかけて、中国山脈の支脈がのび、これに連なって御嶽山、源平古戦場三草山、五峰山などがある。また、加古川などの河川に沿って河岸段丘と平野が形成されており、南部には播磨丘陵、加古川右岸には青野ヶ原の丘陵地が広がっている。

市の西部を流れ瀬戸内海播磨灘に注ぐ加古川は、但馬地域と北播磨・丹波地域の境界に連なる山地の北部に位置する栗鹿山（丹波市青垣町）に源を発し、流域面積約1,730km<sup>2</sup>、幹線流路延長約96kmの大河川で、市では延長約12kmで河川沿いに広大な平野を形成している。

海拔高度は、三草山や東条湖北側の山地が400m級であり、西脇市との境界にかけての北部の山地は400から600m級となっている。南部の丘陵・台地においては、200m以下であり多くは100～160mの範囲である。加古川やその支流沿いの平地は50m前後で、その両岸に広がる河岸段丘などの平坦地においては、70～100mまでとなっている。

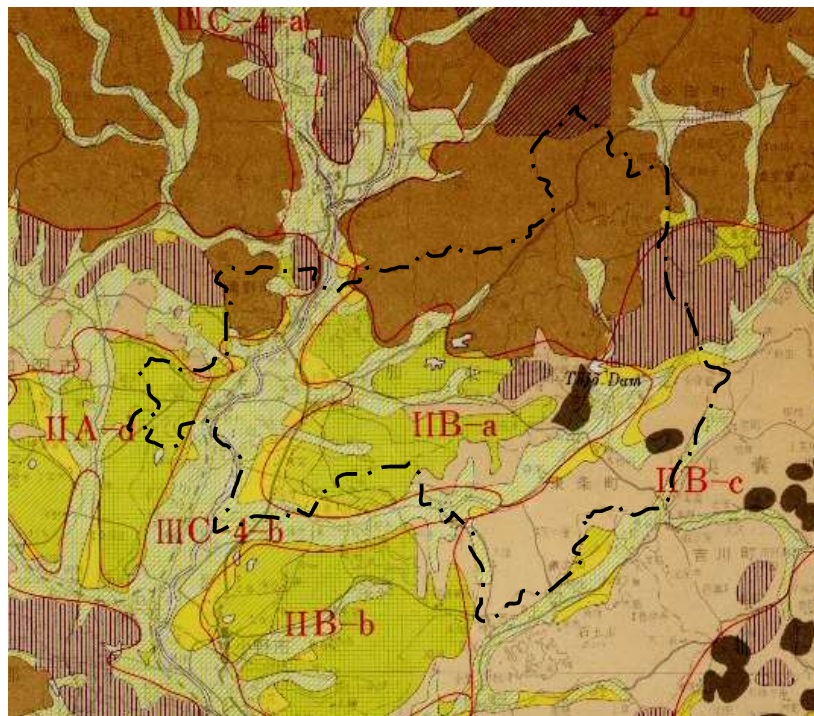


図 20万分1 地形分類図（出典：土地分類図「経済企画庁」）

凡例

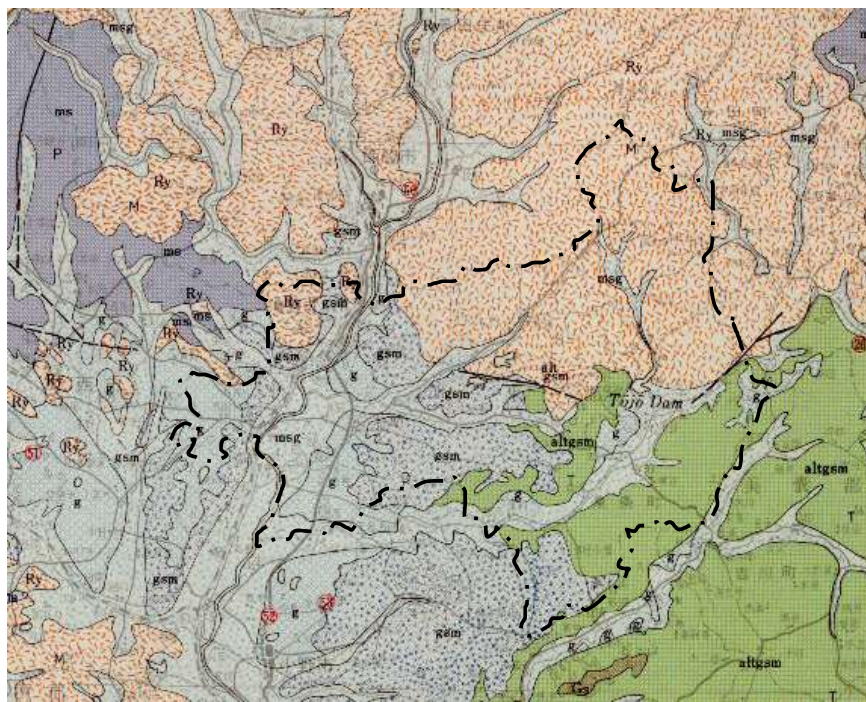
- 小起伏山地
- 小起伏丘陵地
- 砂礫台地

## 第2 地質

市域の地質は、先第三紀の流紋岩類、新第三紀～先第三紀の礫岩・砂岩泥岩互層、洪積世～鮮新世の礫砂泥、洪積世の段丘礫などからなる。流紋岩は、市域北部の山岳部に分布し、流紋岩及び同質凝灰岩や凝灰質砂岩類からなる。

礫岩・砂岩泥岩互層は、市域の南東部に分布し、丹波帯篠山層群を始め、新生界に属する神戸層群等を含む広い範囲のものであり、礫岩、砂岩、頁岩（粘板岩）、凝灰岩などの互層からなる。礫砂泥は、市域の北西部に分布し、鮮新世～洪積世に属し、大阪層群とそれに相当するものおよび高位段丘の一部を含む。

段丘礫は、沖積層及び洪積世に属し、河岸段丘を形成し、大礫が卓越している。



### 凡 例

g	: 段丘礫
gsm	: 礫砂泥
altgsm	: 礫岩・砂岩泥岩互層
Ry	: 流紋岩類

## 第3 気象

### 1 一般気象

加東市の気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。

### 2 気象統計

市域に最も近い気象台の観測所である西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値 14.4℃、年間最高気温の平均値 35.8℃、年間最低気温の平均値-6.1℃（い

ずれも 1979～2020 平均値)、年間降水量の平均値 1,445.9mm である (1976～2020 平均値)。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である 9 月も月平均降水量が多い。

過去 5 ヶ年での年降水量は、2016 年 1,763mm、2017 年 1,539 mm、2018 年 1,844.5mm、2019 年 1,181.5mm、2020 年 1352.5mm と推移している。

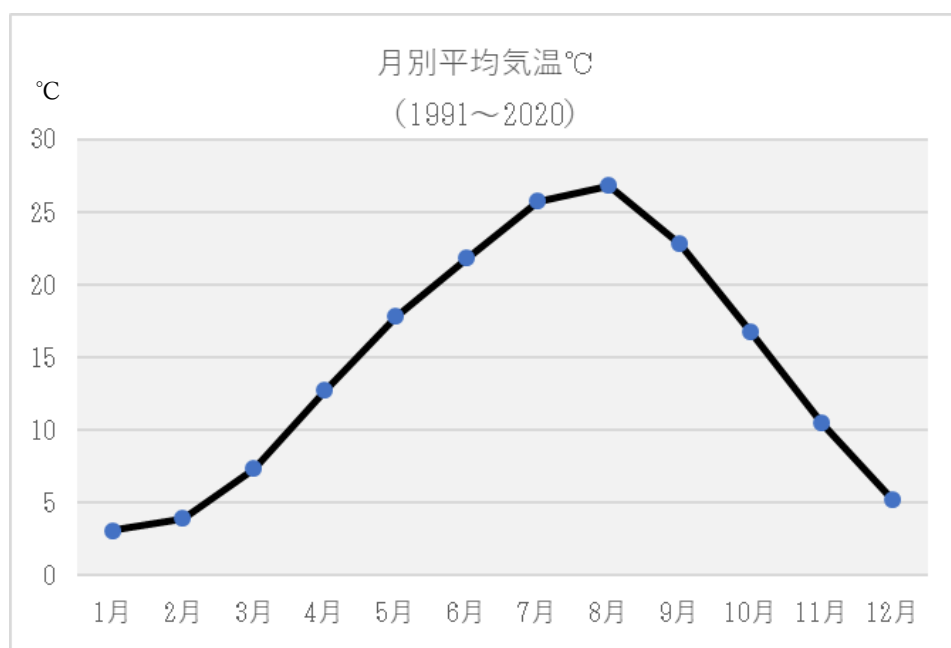
### 3 気象極値

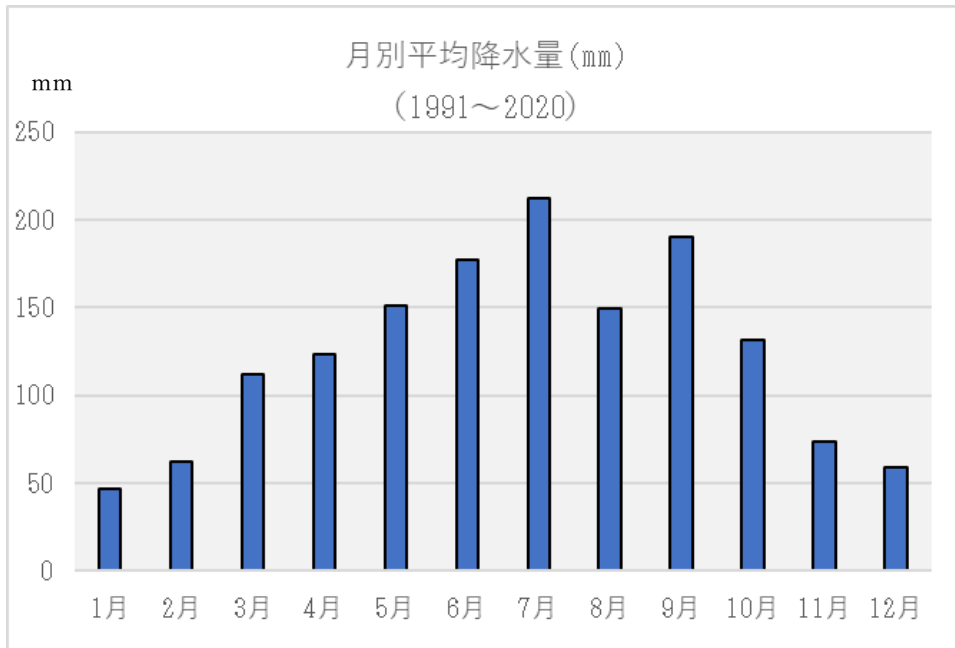
西脇アメダス資料より極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。月ごとの平年値は 1991 年～2020 年のデータを使用する。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1 位	529 (2011. 9)	224 (2015. 7. 7)	64 (1983. 9. 28)
2 位	466 (2013. 9)	182 (2011. 9. 20)	61.5 (2014. 8. 24)
3 位	452 (1976. 9)	167 (1983. 9. 28)	59 (2017. 9. 17)
4 位	448 (2014. 8)	158 (1996. 8. 28)	57 (1996. 8. 28)
5 位	431.5 (2018. 7)	145 (2004. 10. 20)	56 (1976. 9. 13)

(統計期間：1976.3～2021.3)





## 第2節 社会的条件

### 第1 人口・世帯

令和2年国勢調査によれば、市の総人口は、40,645人、世帯数17,070世帯、人口密度258.0人／k㎡である。人口分布は、社地域50%、滝野地域31%、東条地域19%となっており、社地域に人口の5割が集中している。世帯平均人数は2.4人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

令和2年の人口は、平成27年に比べ増加している。増加数は335人、増加率は+0.8%である。その内訳は、社地域46人、滝野地域133人、東条地域は156人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は、26.4%で、65歳以上の世帯員がいる世帯の割合は39.0%、うち高齢単独世帯は22.1%である。

令和2年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約8.6%夜間人口より多い状況である。

#### 人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,645人	17,070世帯	258.0人／k㎡	2.4人

#### 地域別人口・世帯

単位：人、世帯

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,517 (50%)	10,002	10,515	8,998
滝野地域	12,601 (31%)	6,236	6,365	5,035
東条地域	7,527 (19%)	3,718	3,809	3,037
加東市計	40,645 (100%)	19,956	20,689	17,070

資料) 令和2年国勢調査

#### 年齢別・地域別人口

単位：人

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数
社地域	2,486 (12%)	12,178 (59%)	5,379 (26%)	20,517 (100%)
滝野地域	1,671 (13%)	7,539 (60%)	3,131 (25%)	12,601 (100%)
東条地域	962 (13%)	4,127 (55%)	2,247 (30%)	7,527 (100%)
加東市計	5,119 (13%)	23,844 (59%)	10,757 (26%)	40,645 (100%)

資料) 令和2年国勢調査 (ただし総数は年齢不詳を含む)

## 昼夜間人口

単位：人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市計	40,645	44,147

資料) 令和2年国勢調査

## 第2 土地利用

加東市では、山林の占める割合が最も多く、次いで田、その他と続いている。また、宅地は全体の約12%となっている。

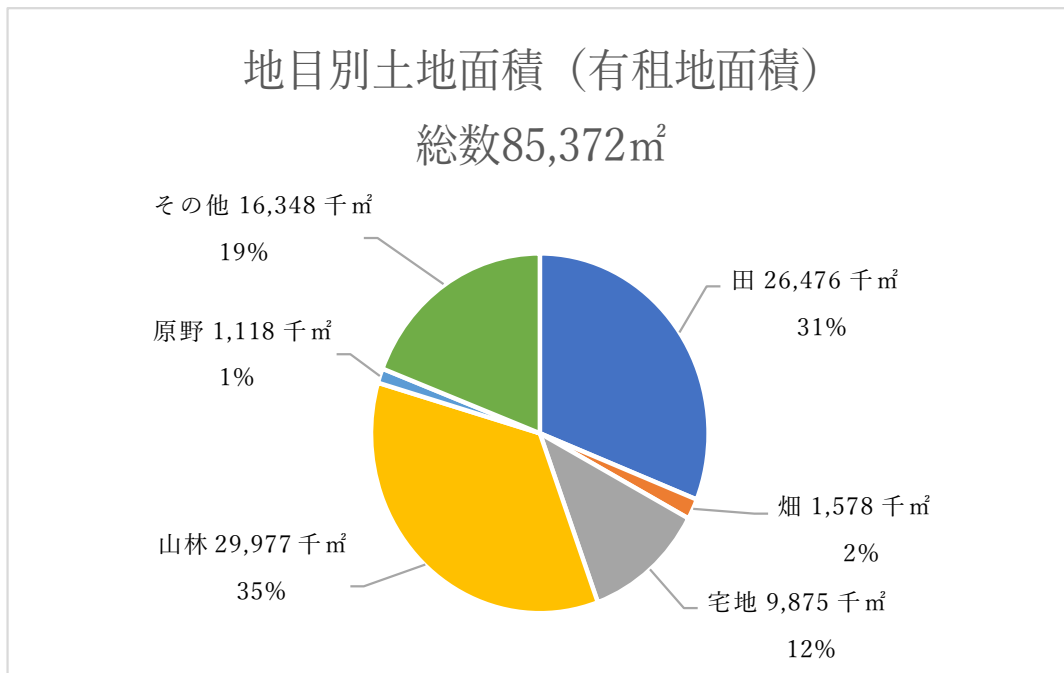


図 地目別土地面積

資料) 加東市統計書 (2021年3月発行)

## 第3 交通

### 1 道路

市域内の道路網は、一般道路と自動車専用道路とからなる。

一般道路は、幹線道路である国道175号（明石市～京都府舞鶴市）が南北を、国道372号（姫路市～京都府亀岡市）が東西を貫き、社市街地の西側で交差している。

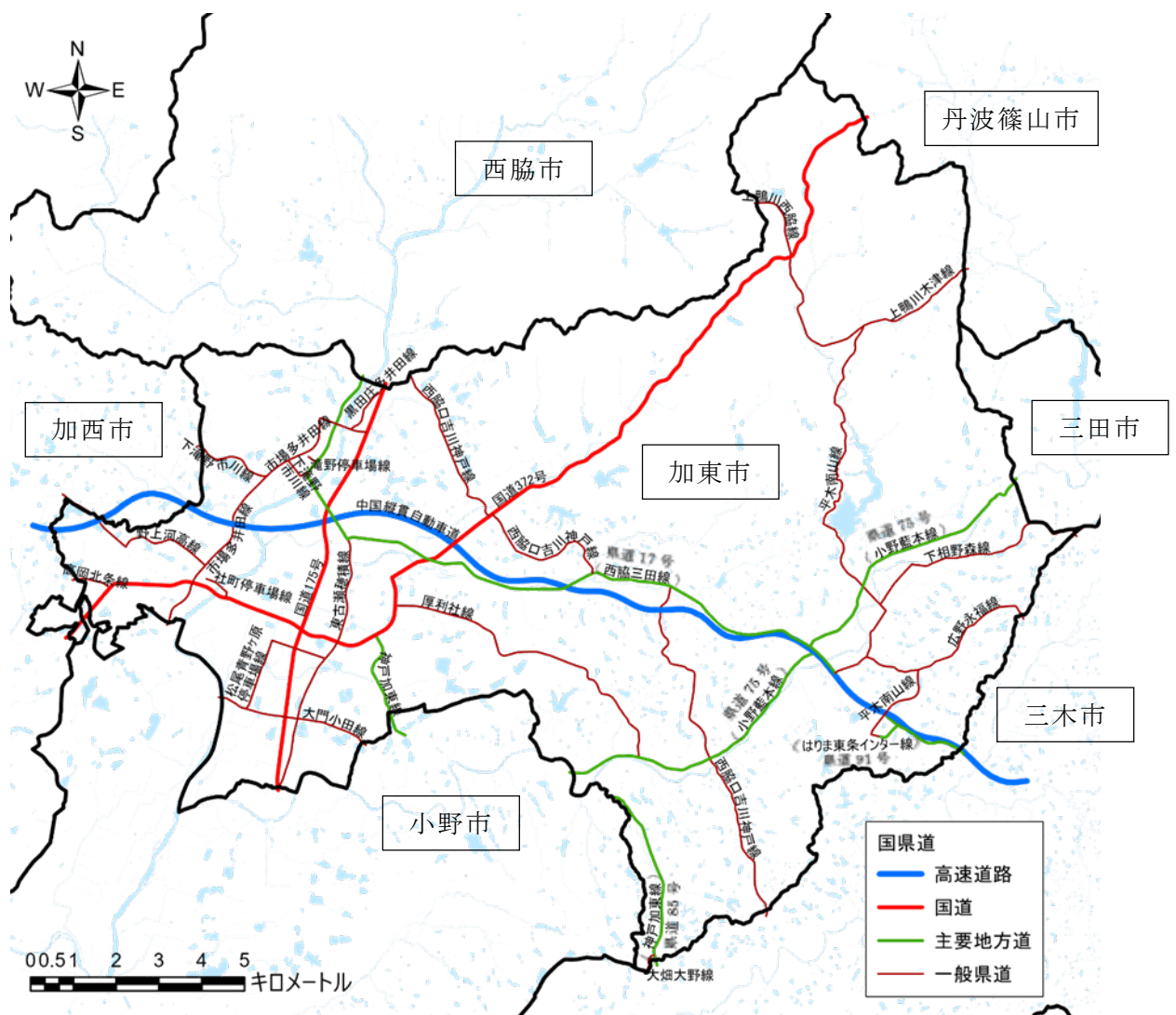
国道175号は、中国縦貫自動車道と滝野社ICで接続している。また、国道175号は、滝野地域内では加古川を挟み県道17号（西脇市～三田市）、県道349号（小野市～多井田）と、さらに、社地域で県道567号（東古瀬～穂積）と平行している。国道372号は、三草川沿いの山間部を通り、丹波篠山市との分水嶺を横断する。

県道75号（小野市～三田市）は、東条地域内で東条川沿いを通り三田市で国道176号（京都府宮津市～大阪市）に接続する。また、県道75号は、中国縦貫自動車道と平行して走る県道17号及び県道564号（厚利～社）と東条地域内で交差している。

自動車専用道路は、中央部を東西方向に国土幹線である中国縦貫自動車道が走り、ひょうご東条 I C と滝野社 I C を有し、阪神地域と直結している。ひょうご東条 I C は、平成8年に開設され、平成12年度には東条湖へのアクセス道路が整備され、広域的な観光ネットワーク道路が完成した。

中国縦貫自動車道は、吉川 J C T（ジャンクション）で舞鶴若狭自動車道と分岐し、大阪方面と日本海側方面へと繋がっている。

なお、道路関連施設として、ひょうご東条 I C 入口付近に、「道の駅とうじょう」、中国縦貫自動車道に社 P A（パーキングエリア）がある。



## 2 交通機関

鉄道は、西日本旅客鉄道株式会社の加古川線（神戸線（山陽本線）加古川駅～福知山線谷川駅）が、市の西部を流れる加古川右岸沿いに北上しており、社町駅、滝野駅、滝駅の3駅がある。市域では、電化されているが単線である。

加古川線は、東播磨臨海部から北播磨地域を通り丹波地域に至る、県民の地域間連携・交流を促進する鉄道である。また、1995年の阪神・淡路大震災時には寸断された神戸線（山陽本線）の迂回路として利用された。リダンダンシーの観点からも重要な鉄道である。

また、市内では路線バスや中国縦貫自動車道による高速バスが利用出来るなど交通の利便性が高い。

注) リダンダンシー：冗長性、代替機能

#### 第4 産業

加東市では、第3次産業就業者数が最も多いが、第1次産業就業者数と同様に減少傾向にある。その反面第2次産業就業者数が増加傾向となっている。

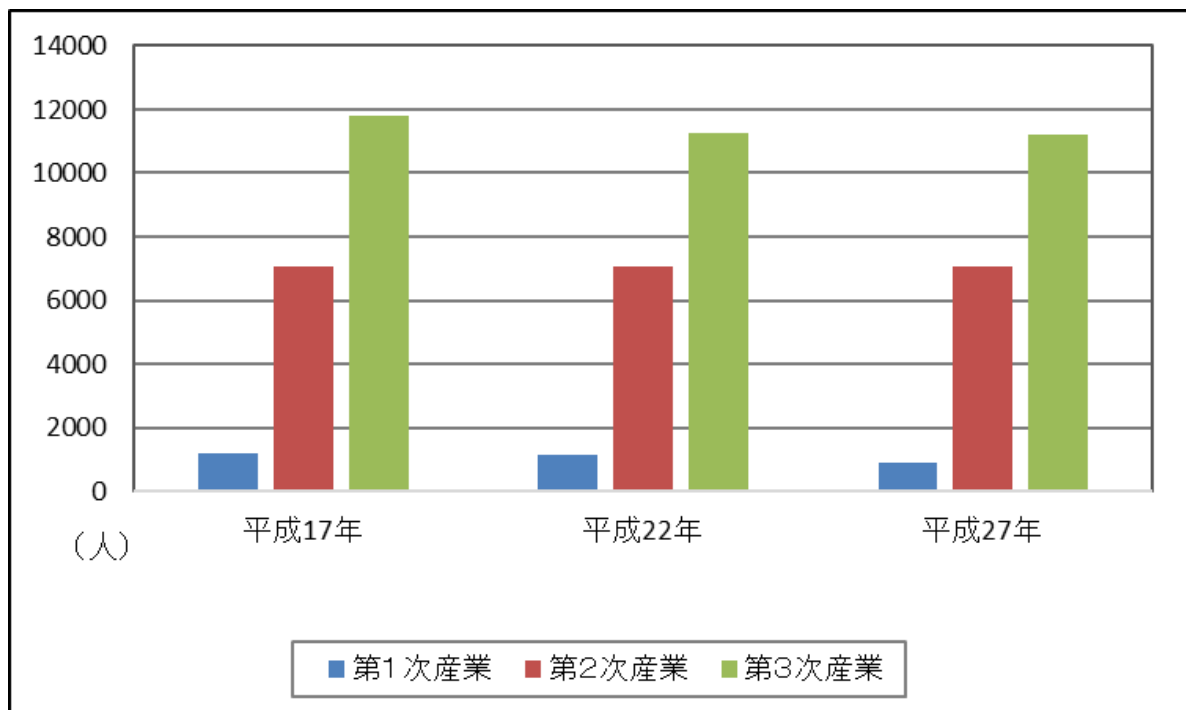


図 産業別就業者数  
資料) 平成27年 国勢調査

### 第3節 風水害等の危険性と被害の特徴

#### 第1 風水害発生状況

##### 1 市内での風水害発生状況

加東市の水害は、近年加古川の沿岸地域に集中する傾向にある。

過去の災害では、昭和40年9月10日～17日にかけて、台風第23号、第24号及び秋雨前線の豪雨により、負傷者、半壊、床上浸水等の被害が発生し、旧社町と旧滝野町及び旧東条町では災害救助法が適用された。

また、昭和51年9月13日には、台風第17号による豪雨により、旧社町では、死者1名、負傷者2名、半壊1棟、床上浸水67世帯の被害が発生し、災害救助法が適用された。

さらに、直近では平成16年10月の台風第23号により、加古川沿いで多くの浸水被害が発生した。

平成23年9月の台風第12号においては、加古川の水位が避難判断水位を超えたことにより、加東市で初めてとなる避難勧告を発令し、111世帯、256人が避難し、人的被害を免れた。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）においては、7月5日から8日にわたり梅雨前線が停滞し、大雨が連日続いたことで、避難指示（緊急）を発令し、指定避難所13施設（自主避難所3施設含む）を開設し、123世帯、221人が避難した。

ここでは、特に被害が甚大なものとして、平成16年10月の台風第23号をとりあげ、災害の概要を記述する。

##### 〈平成16年10月台風第23号災害〉

加古川流域では、台風の接近に伴い20日朝から雨が降り始め、昼過ぎには流域全体で1時間に20～30mm程度のまとまった豪雨となった。19日までの降雨による増水もあり、加古川の河川水位は20日昼過ぎから急激な上昇を見せ、午後8時に西脇市の板波水位観測所で最大8.16mの水位を記録した。これにより、旧社町及び旧滝野町の広い範囲で浸水被害が発生した。また、東条川流域では、吉井水位観測所で最大4.26mを記録し、水位はかなり上昇したものの、床上浸水以上の被害は発生しなかった。

市内における被害状況は、以下のとおりである。

旧町	負傷者(人)		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家被害 (棟)
	重傷	軽傷	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	(棟)	(世帯)	
社 町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合 計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

## 2 県内での風水害発生状況

県内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局所性豪雨、台風による風水害（高潮害、波浪害を含む）、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県内を襲った過去の風水害で大きな被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり、発生時期は7月上旬と9月に集中している。そのうち、人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの災害が記録されている。

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1,463 人	県内全域（特に神戸市）
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1,523 人	県内全域（特に神戸、但馬、淡路）
	阿久根台風	昭和 20.10.8～11	231 人	92 人	県内全域（特に西播磨、東播磨、但馬）
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風第 16 号	昭和 35.8.29	32 人	65 人	主として神戸・阪神地域
	台風第 23 号、第 24 号	昭和 40.9.10～17	39 人	765 人	県内全域
	台風第 23 号	平成 16.10.20～21	26 人	134 人	県内全域（特に但馬、淡路）
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

※ 昭和以降の死者 20 人以上のもの

特に被害が甚大なものとしては、梅雨前線による水害として、昭和 13 年と昭和 42 年の豪雨を、台風による風水害として、室戸台風、ジェーン台風、平成 16 年台風第 23 号及び平成 21 年台風第 9 号を取り上げ、災害の概要を記述する。

### (1) 梅雨前線による豪雨災害

#### ① 昭和 13 年の梅雨前線による豪雨災害

昭和 13 年 7 月 3 日から 5 日にかけて、梅雨前線の北上に伴い、神戸市を中心に県内で雨が降り続き、総雨量は神戸市で 461.8mm、洲本で 371.8mm にも達した。この豪雨によって、住吉川、芦屋川など、表六甲諸河川は土石流を伴って大きな氾濫を起こし、六甲山地では山津波を伴って土砂の流出や流木が甚だしく、神戸市を中心に道路や鉄道等の交通も途絶するなど、未曾有の大水害をもたらした。このほか、播磨地域では市川、夢前川、揖保川、千種川、但馬地域では円山川、出石川等が氾濫し、淡路地域では、ため池が約 1,500 箇所が決壊した。

六甲山地はもともと基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすい。当時、六甲山地にほとんど砂防施設がないところに、山地開発も始まっていたことから被害が一層大きくなった。この災害から 2 か月後の昭和 13 年 9 月には六甲砂防工事事務所（現六甲砂防事務所）が設置され、水害復興のための砂防工事が国の直轄施工となり、現在も六甲山系における砂防工事の多くが同事務所によって施工されている。

また、市街地の土地の有効利用を図るため、生田川、西郷川、都賀川などは暗きよになっていたが、土砂や流木によって閉塞され大災害の原因となったことから、災害後、元の姿に戻された。

## ② 昭和 42 年 7 月豪雨による災害

昭和 42 年 7 月 9 日には、台風第 7 号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、雨量は神戸市で 319.4mm に達した。なかでも 16 時から 17 時までの 1 時間には 75.8mm の雨量を観測した。雨量が 300mm 以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広がり、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。

この水害を昭和 13 年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和 13 年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和 42 年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。

昭和 13 年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、この災害では市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川には暗きよが多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和 45 年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北野川など都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これらが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため、人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地については、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。

## (2) 台風による風水害

### ① 室戸台風

昭和 9 年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で 911hpa、洲本市で 941.6hpa、神戸市で 954.6hpa を観測し、最大瞬間風速は神戸市で 33m/s、大阪市で 60m/s に達した。この台風による県内の被害は、阪神・淡路地域の高潮と暴風雨によるものが中心で、潮位の偏差は神戸市で 2.17m、西宮市で 3.4m 上昇した。雨量は、神戸市で 81mm、洲本市で 88mm と比較的少なかったが、但馬地域では豊岡市で 195mm を記録するなど、雨による急激な河川の増水が生じた。

なお、昭和 36 年の第 2 室戸台風は、太平洋上で中心気圧 885hpa、最大瞬間風速 70m/s にまで発達し、室戸岬をかすめて淡路島を通過し、西宮市から尼崎市付近に上陸し敦賀湾に抜けるなど、昭和 9 年の室戸台風とほぼ同一コースを進み、神戸・阪神・淡路地域では高潮による被害が顕著であった。そこで、このときの被害を教訓に、県の高潮対策事業が進められた。

### ② ジェーン台風

ジェーン台風は、昭和 25 年 8 月 28 日に硫黄島付近で発生し、6 日後に室戸岬の東方 20 km 付近を通過して淡路島付近を経て、神戸市から西宮市付近に上陸し若

狭湾へ抜けている。この台風は、風力や経路等、昭和9年の室戸台風と似ており、風害、高潮害、波浪害などもほぼ同程度であったといわれている。気圧は、神戸市で964.3hpa、洲本市で963.4hpaを記録し、最大瞬間風速は神戸市で48m/s、姫路市で36m/sに達した。雨量は瀬戸内海側では西宮市で64mm、神戸市で97mmなど、比較的少なく、但馬、丹波地域等の山岳部などで多くなった(豊岡市で177mm)。神戸市以東の沿岸部や淡路島では高潮や高波が顕著で、潮位の偏差は神戸市で1.47m、洲本市で1.19m上昇した。

### ③ 平成16年台風第23号による災害

平成16年の台風第23号は、10月20日に高知県土佐清水市に上陸、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て18時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21日9時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で24時間雨量が300mmを超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり24時間雨量が200mmを超えた。21箇所破堤し、円山川水系で4,100ha、洲本川水系で880ha、加古川水系で450haが浸水した。道路の通行止めも、最大266箇所となった。人的被害は死者26人、負傷者134人、住家被害は全壊783棟、半壊7,142棟(内、大規模半壊1,548棟)、一部損壊1,506棟、床上浸水1,745棟、床下浸水9,058棟であった。

豊岡市では、円山川と出石川が氾濫し、市全世帯の半数以上が浸水被害にあい、市民の約9割にあたる42,000人に避難指示が出されるという事態になった。

### ④ 平成21年台風第9号による災害

平成21年の台風第9号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大24時間雨量327mm(佐用雨量観測所)と既往最大雨量187mmを上回る記録的な豪雨となった。

## 第2 風水害等の危険性

### 1 梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨

梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨が、都市化が進んでいる六甲山地の南斜面に降った場合、地形的にも山と海が迫り傾斜が急なことから、甚大な被害が予想され、事実、過去にも典型的な豪雨災害がもたらされてきた。

そのうち、昭和13年、36年、42年の災害のときの気象条件をみると、いずれも梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに熱帯低気圧が北上し前線の活動が活発化し、その結果淡路島東岸から神戸、阪神地域に多雨地域が分布していることなど、共通点が多く、同様の気象条件になれば、十分な警戒が必要である。過去に県内で1回に150mm以上降ったケースのうち6割は六甲山周辺に大雨をもたらしているという調査結果もあり、この地域は特に要注意である。

### 2 台風による風水害

台風は、1991年～2020年の平均で年に約25個発生し、うち約3個が近畿地方に上陸している。被害の状況から台風には風台風、雨台風と呼ばれるものがある。特に雨台風は、台風自体がそのような性格を持っているのではなく、梅雨前線や秋雨前線が台風の進行方向前面にあるときには、前線北側の寒気との接触で大雨となるケースが多い。たとえば昭和51年9月の台風第17号による宍粟郡一宮町での災害などはその典型的な事例である（家島では平年の年降水量の80%を一時期に記録）。また、台風が北東に進んだ場合、昭和9年に阪神間に上陸した室戸台風のときの最大瞬間風速が神戸市で33m/s、大阪市で60m/sという例にみられるように、進路の東側で大きくなる傾向があり、日本海の陸地に近い場所を東進した時には南風が吹き込んで兵庫県南部の海岸部など広い範囲で塩害が起きる恐れがある。

高潮と高波は、台風が980hPa程度までの勢力を保って兵庫県付近を通過する場合は警戒を要し、吹送距離（風が水面に吹きつける距離）が長くなるほど大きくなる傾向がある。また高潮は、台風のコースによって急激に起きたり、長時間にわたったりすることがあり、ピーク時が満潮か干潮かによる違いも大きい。特に被害という観点からは高波を伴うかどうかで破壊力が大きく異なってくる。神戸・阪神間では、紀伊水道から入ってくるうねりに南南西の風による風浪が重なると、相当の被害が起これるので、特に注意が必要である。

### 3 大規模事故等災害

列車事故等の大規模事故や危険物事故などについては、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、社会的な影響が予想される。また、強風・乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすいので注意が必要である。

## 第3 災害想定

本計画において想定する災害は、梅雨・秋雨前線等の停滞による豪雨、記録的短時間の局所的豪雨や台風による風水害、土砂災害及び大規模事故災害等とする。

### 1 洪水浸水想定（計画規模）

#### (1) 加古川（国土交通省）

概ね100年に1回程度の大雨（板波地点上流域の2日間の総雨量288mmで昭和37年6月の梅雨前線177mmの1.63倍）が降ったときの河川の氾濫

#### (2) 東条川（兵庫県）

概ね100年に1回程度起こる大雨（1日の総雨量191mm）が降ったときの河川の氾濫

#### (3) 千鳥川、三草川（兵庫県）

概ね30年に1回程度起こる大雨（1時間雨量66.4mm）が降ったときの河川の氾濫

### 2 洪水浸水想定（想定最大規模）

1年の間に発生する確率が1/1000以下の降雨で、加古川流域の2日間の総雨量750mmが降ったときの市内の加古川水系河川の氾濫

### 3 大規模事故等災害の想定される事故の態様

#### (1) 大規模火災・危険物事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 危険物の名称・量・保管位置（特に有毒ガス発生危険の有無、放射性物質の有無）

#### (2) 大規模林野火災

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 住家等への延焼 <input type="checkbox"/> 電力送電線被害 <input type="checkbox"/> 電話・テレビ等中継装置被害	<input type="checkbox"/> 火災発生箇所（周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設、ライフライン関連施設の有無、消火活動困難度、飛び火の有無） <input type="checkbox"/> 気象条件（風向、風速、湿度、降雨に関する現在及び将来に関する状況） <input type="checkbox"/> 火災発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

#### (3) 鉄道事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（踏切箇所、立体交差区間、有人・無人駅の別、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕通勤・通学時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（車両火災、衝突、脱線、転覆） <input type="checkbox"/> 事故列車の種別（特急・その他便の別、客車・貨物車の別）

#### (4) 道路事故（中国縦貫自動車道を含む）

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目

<input type="checkbox"/> 火災、爆発 <input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案 <input type="checkbox"/> 危険物・毒物・劇物等の流出・漏洩	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（山間部・トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（車両火災、多重衝突） <input type="checkbox"/> 事故車両の種別（危険物輸送車両・バスの有無、輸送物内容）
---	--

(5) 雑踏事故

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 多数救急・救助事案	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（屋内・屋外の別、周辺地域における安全誘導スペース・う回路使用可能道路の有無、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別）

(6) 原子力災害等

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> 放射線又は放射性物質の漏洩 <input type="checkbox"/> 風評による農林業・商工業・観光被害	<input type="checkbox"/> 事故発生箇所（トンネル区間、交差点、周辺地域における住宅、病院・福祉関係施設、危険物施設の有無） <input type="checkbox"/> 事故発生時（朝夕ラッシュ時、日中、夜間の別、平日・休日の別） <input type="checkbox"/> 事故の態様（輸送車両衝突、転覆、火災発生の有無） <input type="checkbox"/> 放射性物質の名称・量・保管位置（特に防災・管理責任者の存否）

(7) 高病原性鳥インフルエンザ

事故による被害項目、防災上留意すべき要素項目

事故による被害項目	防災上留意すべき要素項目
<input type="checkbox"/> ウイルスのまん延被害 <input type="checkbox"/> 感染、疑似感染家畜の処分 <input type="checkbox"/> 周辺地域の生産物の出荷停止 <input type="checkbox"/> 風評による畜産業被害	<input type="checkbox"/> 高病原性鳥インフルエンザ発生確認検査（発生場所、検査日、対象家さん、数量、生産物の保管状況等） <input type="checkbox"/> 発生農場を中心とした半径5～30Kmの区域では、21日間以上、生きた家さん、死体、その生産物と排泄物の移動を原則禁止 <input type="checkbox"/> 発生農場及び焼却施設（埋却地）の地元住民への説明

資 料

2-12 災害履歴

付図-1 浸水想定区域図